

事務連絡

平成 28 年 12 月 16 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）

厚生労働省健康局健康課

公衆衛生医師の確保と資質向上にむけた「社会医学系専門医制度」の活用について

平素より厚生労働行政に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、公衆衛生行政においては、国際交流の活性化にともなう新興・再興感染症のアウトブレイクへの対応、大規模災害後の公衆衛生の確保、少子高齢・人口減少社会に対応した保健医療体制の再構築、生活習慣病や認知症といった非感染性疾患への取り組み、予防から医療・介護等を包含した地域包括ケアシステムの構築や推進といった様々な健康課題への対応が求められております。

このような課題が増大する中、それを担う公衆衛生医師の確保や資質向上に向けた取組は、喫緊の課題となっております。

この度、一般社団法人社会医学系専門医協会（代表理事 宇田英典 全国保健所長会会長）が平成 28 年 12 月 5 日に設立されました。

同協会は、社会医学系 7 学会と公衆衛生関連 4 団体（全国衛生部長会、全国保健所長会、地方衛生研究所全国協議会、全国医育機関衛生学公衆衛生学教育協議会）及び日本医師会を構成員として設置され、平成 29 年 4 月から社会医学系専門医制度を国立保健医療科学院や日本公衆衛生協会等の協力を得て開始することとしています。

本制度の活用を通じて社会医学系専門医として幅広い専門性を習得することで、国民に信頼され、使命感、倫理性、誇りと公共への責任をもって医療・公衆衛生の向上に貢献していくことが期待されます。

各地方公共団体におかれましては、一般社団法人社会医学系専門医協会の運営する社会医学系専門医制度を積極的に活用して、公衆衛生医師の確保と資質の向上を図り地域の公衆衛生水準の向上の一助にさせていただきますよう御配慮下さい。

本事務連絡に関する照会先

厚生労働省健康局

健康課公衆衛生医師確保推進室

(担当・内線) 地域保健推進専門官

有賀玲子 (2390)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2190

社会医学系専門医協会に関する照会先

(担当) 社会医学系専門医協会 事務局

日本公衆衛生協会 総務課長

米山克俊

(電話) 03 (3352) 4281

(Eメール) senmonshakaii-office@umin.ac.jp

【参考①】 社会医学系専門医協会の概要

(名称) 一般社団法人社会医学系専門医協会

(目的) 人々の健康に寄与するために、公衆衛生及び医療の重要な基盤となる社会医学系専門医制度を運営し発展させることを、目的とする。

(事業) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会医学系の専門医、指導医の育成と生涯学習に関する事業
- (2) 社会医学系の専門医、指導医の認定に関する事業
- (3) 専門研修プログラムと研修施設の認定に関する事業
- (4) 社会医学系専門医制度の評価と発展に関する事業
- (5) 国内外の関連団体との連携及び協力
- (6) 社会医学系領域の成果の普及及び啓発活動
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

(法人設立時点での社員)

日本衛生学会、公益社団法人日本産業衛生学会、日本公衆衛生学会、一般社団法人日本疫学会、一般社団法人日本医療・病院管理学会、一般社団法人日本医療情報学会、一般社団法人日本集団災害医学会、全国衛生部長会、全国保健所長会、地方衛生研究所全国協議会、全国医育機関衛生学公衆衛生学教育協議会、公益社団法人日本医師会

【参考②】 地域保健総合推進事業（厚生労働省補助金）

「社会医学系専門医の制度構築に関する研究開発（分担事業者 今中雄一（京都大学教授）」（平成 27～28 年度）

【参考③】 社会医学系専門医協会ホームページ

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/>